

第1. 設問1

1. 課題1.

(1). 被告が甲となる見解.

ア. 原告の意思を尊重する観点から、原告が誰を被告とする意思で訴訟提起したかで、当事者を確定する見解がある(意思説).

イ. 本件とは、甲に対し、本件事務所の明渡しを求めて本件訴訟を提起している。このため、意思説からすると、被告は甲となる。

(2). 被告が乙となる見解.

ア. 基準としての明確性から、訴訟の当事者欄及び請求の趣旨、原因等、訴訟全体の記載を合理的に解釈して、当事者を確定する見解がある(実質的表示説).

イ. 本件では、本件事務所の所在地を住所とする被告として表示している。また、添付の下の附属書類として、乙の代表者稟証証明書が添付されていることから合理的に解釈すれば、被告は乙となる。

2. 課題2.

(1). 裁判上の自白(法179条)とは、口頭弁論期日において、相手方の主張を認める旨、自己に不利な事実を認めよう旨の陳述をいう。よって、事実とは、主要事実を指し、自己に不利な、相手方が証明責任を負う事実を指す。

ア. 本件における請求原因事実①～③は、賃貸借契約終了に基づく目的物の明渡し訴訟において、原告が証明責任を負う主要事実である。かかる事実を、Aは、第2回口頭弁

注釈の一覧 :matsuura3-1.pdf

ページ :1

番号 : 1	作成者 : s-matsuura-mobile	タイトル : ノート注釈	日付 : 2024/03/05 1:18:11
論文にそう書いてあるのかもしれませんが、「原告の意思を尊重する観点から」だけだと何を言っているのが意味が分かりません。			
番号 : 2	作成者 : s-matsuura-mobile	タイトル : ノート注釈	日付 : 2024/03/05 1:20:31
当てはめが雑過ぎます。			
番号 : 3	作成者 : s-matsuura-mobile	タイトル : ノート注釈	日付 : 2024/03/05 1:21:44
訴状の記載から読み取れる被告の情報と、乙との類似点を丁寧に指摘してください。「合理的に解釈すれば」と逃げてはいけません。			
番号 : 4	作成者 : s-matsuura-mobile	タイトル : ノート注釈	日付 : 2024/03/05 1:22:29
消すくらいなら、民事訴訟法(以下略)、くらいは書きましょう。			
番号 : 5	作成者 : s-matsuura-mobile	タイトル : ノート注釈	日付 : 2024/03/05 1:22:59
典型論点なので、本番では、定義は正確に抑えましょう。			

1 論期日において、認める旨の陳述をしている。

2

3 1. 以上、Aの陳述につき、裁判上の自白が成立している。

4

5 (2). 裁判上の自白が成立すると、不可撤回知、証明不要知、審

6 判排除知が生じる。このうち、不可撤回知が認めらるる根拠は、

7 一度相方に与えられた有利な立場を奪うことは、禁反言の法理によ

8 り制限されるためである。

9

10 了。ただし、自白が、この事実が、真実に反し、かつ自白が錯誤に

11 基づく場合、真実発見の観点から受容できず、例外的に撤回

12 回が許される。なお、反真実の証明がなされ、錯誤が推

13 定される場合、相手方保護の観点^①から、再撤回が正當

14 化されるには、常に錯誤の証明も要求される。考えよう。

15

16 1. (ア). 本件貸借借契約の相手方は甲であるが、本件訴訟において

17 Aは、自白1に内容は、~~契約当時存在していた~~ ^{乙と甲} ~~甲と乙~~ ^{乙と甲} である。そのため、自白の内容

18 は、真実に反するといえる。

19

20 (イ). 自白1に相手が、Aが、Xの強迫を空振りして時間稼ご

21 りて子孫の計を案じている^{乙が}、Xと乙が本件貸借借契約

22 を締結したと反真実の事実につき、Aに錯誤がない。

23

24 了。以上、自白の撤回は認められない。

第2. 設問2.

1. 本件で、甲を被告に追加する主観的追加の条件が、例外的に

認めらるる根拠を立証論ずる。

2. 旧訴訟の訴訟状態を当然に利用したることは認めない。こ

れは、旧訴訟に終了していない相手の手続係争に配慮する趣旨

ページ:2

番号: 1	作成者: s-matsuura-mobile	タイトル: ノート注釈	日付: 2024/03/05 1:24:28
「相手方保護との関係で」をより具体的に書いてください。			
番号: 2	作成者: s-matsuura-mobile	タイトル: ノート注釈	日付: 2024/03/05 1:25:01
OK			
番号: 3	作成者: s-matsuura-mobile	タイトル: ノート注釈	日付: 2024/03/05 1:26:03
採点実感で指摘された例そのものになってしまいましたね、 錯誤と、意図的に反事実の陳述をしたこと、とはイコールではないので、丁寧に当てはめをする必要があります。			

と考えられる。

本件では、~~甲が~~旧許に~~おける~~許訟活動をしてAと新許で甲

の代表者となるAは同一人物であるうえ、時間稼ごのため一計

立案したAが、旧許と新許の状態を利用するのは、旧許の~~被告~~が

新許に於いて旧許の許訟状態の利用を否定するのは自己矛盾行為

にある。そのため、本件では、Aの訴権保障に配慮する必要はない。

(2)、全体として許訟を複雑化して被害が予測される点は、許

訟経済に配慮が趣旨と考えられる。

本件では被告が、甲が乙かで異なる点を除き、請求原因等は

同じであるため、同じ乙が共同被告のため、許訟が複雑化すると

いえる。そのため、この点も配慮が必要はない。

(3)、軽率な提訴等が誘発されるおそれがある点は、原告が許訟起

起時、十分に吟味せよと提起不能と防止する趣旨と考えられる。

本件では、時間稼ごのために一計立案し、甲と乙を混同させ

ようとしてAにより、被告を取違え違えにすることがある。この点では、

軽率に提起しにしている点も、この点も配慮が必要はない。

(4)、新許訟の遅延を招くやむを得ない点は、新許提起が、口頭弁論

終了後になされるなど、いづれに許訟を遅延させることと防止する

趣旨のものと考える。

本件では、被告が甲が入る点を除き、同じ共同被告

のため、いづれに許訟を遅延させるものとはいえない。したがって

この点も配慮する必要はない。

2. 以上により、本件では、例外的に趣旨が多岐にわたる

1	め、中被告に追加する主観的追加の信合が認められ、
2	第3. 設問3.
3	1. 文書とは、当該媒体に記録され、人覚知・観念を視覚
4	により直接読み取りするものを指す。
5	2. 法231条が、録音テープ及びビデオテープを証拠調べる対
6	象として趣旨は、情報が電磁的に記録される機会が増加
7	したことに伴って、直接・視覚で読み取りするもの以外も含む
8	可能性が高まり、これに対する点にある。そして、現在では電磁
9	的記録の媒体がUSBメモリにあることも多い。とすれば、USB
10	メモリも 新証拠調べる 録音テープ等と同様、 新証拠調べる
11	の対象 対象 とし、その中にある情報を裁判で使えるようにするこ
12	の趣旨が読み取れる。
13	3. さて、USBメモリは「文書でないもの」(法231条)にある。
14	
15	以上
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

これは、録音テープ等を証拠として認めるべき理由であり、「書証」として認めるべき理由ではありません。